

社援協発 0312 第 2 号
令和 6 年 3 月 12 日

各 都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
（ 公 印 省 略 ）

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令及び
消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 39 号。以下「改正省令」という。）が公布され、併せて、消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 74 号。以下「改正規程」という。）が告示されたところである。

その内容及び運用に当たっての留意事項は下記のとおりであるので、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、改正省令等の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言である。

記

1 改正の趣旨

組合が行う事業については、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「法」という。）第 12 条第 3 項により、組合が、組合員による相互扶助的性格を有することに鑑み、組合員以外の者にその事業を利用させること（以下「員外利用」という。）について原則禁止した上で、同項ただし書において、特定の場合のみ例外的に利用制限を設けることなく員外利用を認めることとし、同項各号に無制限の員外利用が認められる場合を限定列挙している。

電気を供給する事業については、これまで、ガス又は水道水を供給する事業とは異なり、無制限の員外利用は認めていなかったところ、今般、組合が、組合員以外の者に電気を供給するニーズが発生していること、電気についてはガスや水道と同様に公共的性格が強いものであり、事業の利用を組合員のみ限定することは合理

的ではないこと等を踏まえ、電気を供給する事業を新たに法第 12 条第 3 項第 4 号に該当する事業として位置づける。

ただし、現在、電気の小売事業が全面自由化されていることから、無条件に員外利用を認めた場合、他の中小小売事業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがあるため、一定の条件下でのみ無制限の員外利用を認めることとする。

また、ガスを供給する事業についても、小売事業が全面自由化されていることを鑑み、電気を供給する事業と同様の措置を講じる。

2 改正の内容

(1) 消費生活協同組合法施行規則

組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業に、一定の条件を満たした場合のガス又は電気を供給する事業を位置づけるため、消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条に第 4 号を新設し、同条第 3 号からガスを供給する事業を削る。

なお、改正省令の施行の日前に組合が開始したガスを供給する事業については、なお従前の例による。

(2) 消費生活協同組合法施行規程

改正省令による改正後の規則第 7 条第 4 号の「ガス又は電気を供給する事業であって厚生労働大臣が定めるもの」として、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 5 項に規定する一般ガス導管事業、同条第 7 項に規定する特定ガス導管事業及びこれら以外のガスを供給する事業並びに電気を供給する事業（これらの事業について、行政庁が地域の実情を勘案して、組合が当該事業を行うことが適当であると認めるものに限る。）を定めるため、消費生活協同組合法施行規程（平成 20 年厚生労働省告示第 139 号。以下「規程」という。）に第 1 条の 2 を新設する。

3 留意事項

(1) 行政庁が適当であると認める場合について

改正規程による改正後の規程第 1 条の 2 の「行政庁が地域の実情を勘案して、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が当該事業を行うことが適当であると認めるもの」とは、現在、一般送配電事業者以外の者が電気を供給している地域において、何らかの事情により供給している者が事業を継続できなくなり、代替事業者を一般送配電事業者や関係機関で協議・調整した結果、組合が供給することが適当とされた場合等を想定している。

地域の実情には様々なケースがあるため、一律の基準を示すことは難しいが、例えば、以下のような場合が考えられるので、参考とされたい。

- ・ 中山間の集落において、長年、この集落に居住する個人が、自身の設備等を用いて水力発電を行い集落の各世帯へ電気を供給している場合であって、当該個人の高齢化により電気の供給が行えなくなり、関係者との協議の結果、もと

もと当該集落への宅配事業等に関わっていた組合に依頼があり、電気を供給する事業を引き継ぐ場合。

- ・ A組合、B株式会社、C町役場の3者が合同出資により風力発電会社を設立し、これをB社が運営していた場合であって、B社の撤退により電気事業を行えなくなり、関係機関との協議の結果、C町からの依頼に基づきA組合が電気事業を引き継ぐ場合。

(2) 員外利用を認める場合の手続きについて

各行政庁は、組合からガス又は電気を供給する事業に係る員外利用について相談を受けた際は、法第12条第4項第2号及び第3号並びに規則第12条の規定に倣って申請書の提出を求めた上で、組合員以外の者に事業を利用させる理由や事業の具体的内容等についての精査を踏まえて適否を回答するなどの運用をお願いしたい。

その際、法においては、員外利用を原則禁止とした上で、例外的に員外利用を認める場合を限定的に認めている点に留意し、組合員以外への供給の開始によって、他の中小小売事業者の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがないか等の観点から、慎重に検討いただくようお願いする。

(3) プロパンガスの供給について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく液化石油ガス（LPガス・プロパンガス）を供給する事業についても、今般の改正により、今後は行政庁が適当であると認める場合に限り無制限の員外利用が可能となるので留意願いたい。

なお、施行の日前から既に実施していたガスを供給する事業については、経過措置により、なお従前の例によることとし、施行の日以後、改めて行政庁が事業の実施に係る適否を判断する必要はないことを申し添える。

4 公布・施行時期等

(1) 公布・告示の日

令和6年3月12日

(2) 施行・適用期日

令和6年4月1日